

登米都市計画の変更案に関する公聴会記録

日 時：平成29年9月26日（火）
午後7時

場 所：登米市役所迫庁舎 2階大会議室

【案 件】

登米都市計画の変更について

【公述人】

住所 登米市

氏名 A

住所 登米市

氏名 B

【出席者】

- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| 1 | 宮城県土木部副参事兼都市計画課課長補佐（総括担当） | 菊池弘之 |
| | 都市計画課 企画調査班 技術主幹（班長） | 塚原武士 |
| | | 技術主査 佐藤大成 |
| | | 技 師 横田純 |
| | | 技 師 水戸一弘 |
| | 行政班 | 課長補佐（班長） 渡辺一晃 |
| | | 主 幹 玉川修一 |
| | | 主 事 白鳥正志 |
| 2 | 登米市建設部住宅都市整備課 | まちづくり専門監 小林和仁 |
| | | 都市整備係長 沼倉貴宏 |
| | | 技 師 佐々木洋 |
| 3 | 公述人 | 2人 |
| 4 | 傍聴人 | 2人 |

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 説 明（登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について）
- 4 公 述
- 5 説 明（都市計画の手続きについて）
- 6 その他
- 7 閉 会

【配布資料】

- 1 公聴会次第
- 2 資料1「登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）」（A3判）
- 3 資料「登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）」（A4判）
- 4 資料2「都市計画の手続きについて」
- 5 都市計画に関する公聴会規則

午後7時 開会

1 開 会

司会 玉川主幹

2 挨拶（菊池部副参事）

3 説 明（塚原企画調査班長）

登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について，配布資料により説明。

4 公 述

議長 菊池部副参事

※公述に先立ち，議長から公述人に対し，公述申出書に記載した内容に基づき公述を行うよう，話をした。

○公述人A Aと申します。私の考えを述べさせていただきます。

このたびの都市計画の見直しについて賛成です。今，農家は長年続く減反政策により，経済的にすっかり疲弊しています。借金返済のために農地を宅地に転用して売ろうとしても，農地法で制限されてなかなか売れません。このたびの都市計画の見直しにより農地法の規制から外れることは大変喜ばしいことだと思います。農家は何百年にもわたって米作りをして国民の食糧不足を解消するために大変な思いをしてきました。私たちの世代は小学生，中学生も成年前の労働力として農作業の手伝いをしたものです。一日中働き続け，雨が降っても休みなしで，体中が寒くて足が冷たくなったことを今でも覚えております。それが今はどうでしょうか。米はあり余り，米作りの農家は悪者扱いになってすっかりやる気をなくしています。国の農家に対するやり方を見ると，米作りをやめさせるような扱いをされているように感じます。国は食料となる米，麦，大豆などは国産より輸入へと舵を切ったのではないかと思っています。一時期と比べると米の値段は半分近くで，作付けも約四割は米を作るなどという状況で減反をしています。それでも田んぼを維持するにはお金がかかります。肥料，農薬，何でも値上げで，採算割れとなって赤字になっています。それでもなぜ米作りをやめないかという点，先祖伝来の農地を荒らしては駄目だとの思いと，隣近所に迷惑をかけてはいけないとの思いで管理している状況です。それもそろそろ限界であり，荒れている農地が見受けられます。作付けを休んでいる田んぼも，水利費や除草代など維持管理にはお金がかかります。収入がない田んぼへの維持管理費，それが全体の四割にもなりますから大変です。一部の農家からは，田んぼを持っているだけでお金がかかるからもう要らない，という声も上がっています。「国破れて山河あり」という言葉がありますが，今は「国栄えて山河荒れ放題」という状況になりつつあるのではないのでしょうか。このような農家の窮状を救うためにも，今度の都市計画の見直しによって農地法の規制を外して大規模な工業団地や住宅用地を作り，企業の誘致を図っていただきたいと思っています。

我が県にもトヨタ自動車が進出してきています。これからの自動車産業は，今大きな転換点を迎えているのではないのでしょうか。二酸化炭素を排出する化石燃料から電気自動車へ変わろうとしています。それに伴っていろいろな工場が必要になるのではないのでしょうか。これをチャンスと捉え，企業のどのような要望にも応えられるように，早急に対応していただきたいです。以前，岩手県にトヨタ自動車を誘致した話を聞いたことがありますが，農林業の経済効果と企業の経済効果を比較したら，企業を誘致して雇用を生み出すほうが圧倒的に経済効果が大きいということで，いろいろ

な働きかけをしてトヨタを誘致したとのこと。北上、金ヶ崎は冬には盛岡よりも雪が多く、よくこんなところにトヨタが来たなと思うようなところ。それに比べれば、登米市は県内でも気候は温暖で台風の影響や雪も少ないため、工業用地としても社員の住宅用地としても最適の場所だと思います。宅地を作るにしても、一区画当たり150坪から200坪の宅地にして、敷地内に住宅のほかに畑などを作れるようにしても良いのではないのでしょうか。

これまで述べたような理由で、都市計画の見直しによってお荷物になっていた農地を有効利用していただきたいと思います。それにより地域経済が豊かになり、活性化につながって人口減にも歯止めがかかるのではないのでしょうか。また、将来的な食糧危機に備え、優良な農地を維持していくためにも、農家が豊かになってお金がかかる休耕田を維持できるようになれば良いと思います。

以上で意見発表を終わります。

○公述人B Bです。意見を述べる前に合併前の登米郡の様子をお話しますと、登米郡8町と津山町の計9町は、特に優れた経済活動があったわけではなく、かといって貧困に泣くような地域社会でもなく、静かに平穏に暮らしてきたところでした。しかし、戦後の急速な経済成長とともに、人口減少や高齢化などの問題が出てきました。そういった情勢から、これではいけないということで合併に至りました。しかし、合併直前、合併後の登米市の状況を数字で表すと、人口は1万人減った、総生産は100億円減った、製造業では50事業所がなくなり従業員は1,200人減った、商店の販売額は106億円減ったんです。さらに、一番問題である農家の戸数は、平成17年度が10,527戸、平成27年度は7,965戸です。10年間で2,562戸が減りました。登米市は若年人口の流出と少子高齢化で、農業の分野では農家の担い手不足、耕作放棄地の増加傾向が続いています。聞いた話では、平成35年頃には宮城県全体で6,000町歩もの耕作放棄地が発生するとのこと。

さて、今回、宮城県が策定した登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は、登米市民として、また産業界としても大歓迎です。変更の理由に、富県宮城及び宮城県震災復興計画に掲げる「災害に強いまちづくり等の実現のため、登米市の総合計画も踏まえ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すもの」とあり、この事業計画には登米市はもちろんのこと、登米市民全体からも諸手を挙げて大歓迎されることでしょう。そこで、その都市計画に対する私の意見を聞いていただきたいと思います。

都市計画に対する私の意見は、人のエコロジーとまちづくり、住民が決めるマネジメントシステム、住民参加などであり。特に、みやぎ県北高速幹線道路建設により多大な影響を受ける都市計画区域は、登米市にとっては唯一人口が集中しつつある最適の土地であり、今回の登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は大歓迎です。登米市にとっても産業界にとってもすべてにおいて起爆剤になると思います。登米市の行政区域の人口は減少傾向で推移していますが、都市計画区域の人口は年々増加傾向にあり、不動産取引件数も毎年最大件数を数えています。都市計画や公共事業の計画プロセスへの住民参加が進んでいますが、都市計画の専門家が作った計画について、いかに住民の合意を取り付けるかという議論になりがちです。人間の生活は多様な要素や意識が複雑に関連して成り立っており、それが尊重されなければ住みやすい地域にはならないと思います。人間は家屋という快適空間と便利な車や道路があればより良い生活を営めるわけではなく、人間生活を支える消費、教育、文化、福祉、思想、歴史的背景や向こう三軒両隣の人間関係が大事であり、それらが地域の住みやすさを決定している礎だと信じています。また、生活者にとって住みやすい都市のあり方を相互に学習、検討できるような生活プロセスを重視していくことも考えられると思います。生活に関わるさまざまな分野の専門家や住民とのオープンな意見交換等も必要かもしれません。そこで、お互いに学習し、最適な理解を考えていくプロセスを成長させることで、より住みやすい地域への共通認識が生まれると確信しています。

これから開発計画などを作るにしても、市民との共通認識を持つべきだと思います。コンセプト、概念、事業を始めるときから全体を貫く考え方を維持し続けることが大事です。地域住民の核となる組織をつくり、コミュニティを取り巻く環境保全や環境整備、経済振興などの計画策定からその実施、運営まで行い、予算についてもコミュニティが計画実施に必要な費用を算出し、国や地方自治体に補助金、助成金を要求するという手法があるようですが、地元、関係者をはじめとした皆様の合意形成を取るのであれば、例えば土地区画整理事業のような形を取るのもひとつの方法ではないかと思います。開発計画を立案して、事業構造を把握した上で関係者への説明を行い、同意を得られた段階で具体的な組織の設立に向けた準備作業に着手するものです。もちろん、登米市主導で進めていくような環境づくりが不可欠だと思います。例えば、地元からの陳情書であるとか、開発計画についての問題を共有する共通認識、そして全体を貫く考え方、コンセプトを大事にすることです。また、さらに重要なのは、登米市の開発構想に整合性のある土地利用計画が大事であります。この方法だと、運営の公平性の確保、情報の周知徹底、伝達方法、行政の介入のあり方等は概ね順調に運用されているようです。もちろん、地縁の複雑さ、住民の自覚の有無、コミュニティの自立性などの違いもありますが、その応用を検討してみることも大変重要だと思います。

まちづくりにおける住民参加は、公共事業、政策策定においてはその発案・計画段階から許可・認可、実施段階に至るまでの各段階で情報公開、住民意見聴取を行い、合意を形成するシステムを確立すべきです。行政は事業の内容とその公益性、生活、社会、環境等への影響についての情報を住民に公開し、これに対し住民はいつも意見を述べることができ、行政はそれを聴いて調整を図って最終の意思決定をする。住民がいくつかの代替案を発案しつつ事後の検証・評価についても住民の意見が反映されるような徹底した住民スクラムは、まちづくりの主体としての住民と管理者としての行政の位置づけの中では大変重要です。それには、自分の住むこの登米のまちを作るという住民の強い自覚、行政の高い調整能力があればこそ実現できると思います。

どうか県の指導のもと、東北縦貫道と三陸縦貫道を結ぶみやぎ県北高速幹線道路・登米インター周辺の開発と整備をよろしくお願いします。

5 説明（渡辺行政班長）

今後の都市計画の手続きについて、次の点を説明。

- ・公述した意見に対する県の対応方針等を後日書面で回答すること。
- ・登米都市計画の変更に係る計画の原案を作成し、公告及び縦覧の手続きを行うこと。
- ・縦覧は、平成29年12月頃の予定で2週間行うが、計画の原案に対し意見のある方は、都市計画法の規定に基づき、縦覧期間中に知事に意見書を提出できること。
- ・縦覧を終えた計画案は、県都市計画審議会への付議、国土交通大臣の同意などの手続きを経て、平成29年4月頃に正式に都市計画決定される予定であること。

6 閉会

午後7時46分閉会